



# 熊本県公報

第12358号  
平成26年10月10日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… ( " ) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… ( " ) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の変更…………… ( " ) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の事業の廃止…………… ( " ) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 漁船保険付保義務の消滅(嵐口加入区・新和町加入区・本渡市加入区)…………… (団体支援課) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 4
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… ( " ) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新…………… ( " ) 4
- 沿岸漁業改善資金の償還金収納事務の委託…………… (団体支援課) 5
- 公 告
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 5
- 基本測量の実施…………… (監理課) 6
- 公共測量の実施…………… ( " ) 6
- 公共測量の実施…………… ( " ) 6
- 土地改良区役員の就任…………… (農村計画課) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 6
- 登 載 依 頼
- 第39回熊本県地方港湾審議会を開催…………… (熊本県地方港湾審議会) 7
- 正 誤
- 平成26年9月30日熊本県規則第37号(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則)中…………… (社会福祉課) 7

## 告 示

**熊本県告示第966号**  
 生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。  
 平成26年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔はり師・きゅう師〕)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
元田 昭二郎	モトダ鍼灸治療院	山鹿市古閑1271-5	平成26年7月1日
眞野 正純	眞野鍼灸院	合志市御代志820-5 小池山荘1号	平成26年7月1日

**熊本県告示第967号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。  
平成26年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔あん摩マッサージ指圧師〕)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
米村 光司	米村鍼灸院	八代市妙見町2388-2	平成26年7月1日
奥田 英則	奥田はり灸マッサージ院	上益城郡御船町七滝2084	平成26年7月1日
吉田 裕	吉田マッサージ療院	上益城郡御船町木倉1094	平成26年7月1日

(施術者〔はり師・きゅう師〕)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
米村 光司	米村鍼灸院	八代市妙見町2388-2	平成26年7月1日
今村 光喜	今村整骨院	菊池郡大津町引水47-5	平成26年7月1日
奥田 英則	奥田はり灸マッサージ院	上益城郡御船町七滝2084	平成26年7月1日

(施術者〔はり師〕)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
吉田 裕	吉田マッサージ療院	上益城郡御船町木倉1094	平成26年7月1日

**熊本県告示第968号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。  
平成26年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
宮口 祥伍	整骨院 元	宇城市松橋町曲野2319番地3	平成26年7月1日

**熊本県告示第969号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）において準用する生活保護法第51条第2項の規定により次の施術者から変更の届出があったので、同法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。  
平成26年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術者の氏名	施術所の名称	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
上野 幸男	八代総合接骨院	施術所の名称		平成25年12月9日
		上野接骨院	八代総合接骨院	
		施術所の所在地		
		八代市田中北町86	八代市松江町264番地1	

熊本県告示第970号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）において準用する生活保護法第51条第2項の規定により次の施術者から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成26年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔あん摩マッサージ指圧師〕)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
荒木 司	在宅訪問マッサージあいの手	天草市北浜町2638番地23	平成26年4月30日

(施術者〔柔道整復師〕)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
小池 大作	よかところ整骨院	八代市本町二丁目3番15号	平成26年4月30日
渡邊 大	甲斐整骨院 松橋院	宇城市松橋町松橋941番地1	平成26年4月1日
武田 芳道	整骨院 元	宇城市松橋町曲野2319番地3	平成26年6月2日
塚本 孝文	甲斐整骨院 松橋院	宇城市松橋町松橋941番地1	平成26年6月20日

熊本県告示第971号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年10月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊地鹿北線	山鹿市鹿北町岩野字陣内 254番1地先から 山鹿市鹿北町岩野字高井川 110番7地先まで	前	4.1 ～ 14.8	275.0	単道改
			後	7.3 ～ 43.4		

2 区域を変更する期日 平成26年10月10日

熊本県告示第972号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成22年10月8日熊本県告示第925号、同日熊本県告示第926号及び同日熊本

県告示第927号で公示した嵐口加入区、新和町加入区及び本渡市加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成26年10月7日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成26年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県告示第973号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年10月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	田浦港線	葦北郡芦北町大字小田浦字北原 1579番7地先から 同所 1583番3地先まで	27.0	やさ道交 安1地

2 供用を開始する期日 平成26年10月10日

**熊本県告示第974号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成26年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援センターすまいる きっず 玉名市玉名21 85番地2	社会福祉法人玉医会 玉名市玉名2194 番地 平山 晴章	平成26年 10月1日	4350400018	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援

**熊本県告示第975号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成26年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
ひばり薬局 上益城郡嘉島町鯉1873番6	平成26年10月1日

**熊本県告示第976号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成26年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
つばめ薬局 球磨郡錦町西字百太郎3604番3	平成26年10月1日
サン薬局一の宮店 阿蘇市一の宮町宮地1793番地1	平成26年10月1日

熊本県告示第977号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項（昭和63年熊本県告示第985号）の規定に基づく沿岸漁業改善資金の償還金収納事務を次の者に委託した。  
平成26年10月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	所 在 地
芦北町漁業協同組合	葦北郡芦北町計石2963番地5

公 告

熊本県公告第524号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成26年10月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字島田字蕨野414番2  
249.64平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町惣領1038-1  
竹原 義夫、竹原 和美

熊本県公告第525号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。  
平成26年10月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス宇土駅前  
宇土市城之浦町字大坪80番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成27年5月31日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,909平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物北西側及び西側 77台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物西側 5台  
建物北側 19台  
合計 24台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物西側 120平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内北側 12立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後10時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 建物敷地西側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間

7 届出年月日

平成26年9月30日

8 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課

平成26年10月10日から平成27年2月10日まで

**熊本県公告第526号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（地理識別子整備）	平成26年11月17日から 平成27年2月4日まで	山鹿市

**熊本県公告第527号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（デジタル撮影、同時調整及び写真地図作成）	平成26年12月1日から 平成27年2月27日まで	熊本市全域

**熊本県公告第528号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（地図作成作業）	平成26年9月24日から 平成27年3月20日まで	熊本市中央区出水四丁目、東区出水四丁目及び東区江津一丁目

**熊本県公告第529号**

山鹿市に事務所を置く山鹿土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
就任 理事	皆本 正一	山鹿市山鹿908番地2の1

**熊本県公告第530号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市上庄字日平1200番4  
347.09平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
合志市幾久富1909番地977サンフラワー武蔵野台A棟202号  
浦川 義輝  
合志市幾久富1909番地977サンフラワー武蔵野台A棟202号  
浦川 美香

**登載依頼**

**熊本県地方港湾審議会公告第1号**

第39回熊本県地方港湾審議会の会議を、次のとおり開催します。  
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。  
平成26年10月10日

熊本県地方港湾審議会

- 1 開催日時  
平成26年10月20日(月) 午前10時30分～午後0時30分
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題  
(1) 三角港港湾計画の変更(際崎地区における公共埠頭計画等の変更)  
(2) 三角港港湾計画の変更(西港地区及び際崎地区における土地利用計画の変更)  
(3) 水俣港港湾計画の変更(百間地区における臨港交通施設計画の変更)  
(4) 水俣港港湾計画の変更(百間地区における土地利用計画の変更)
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。  
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 お問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県地方港湾審議会事務局(熊本県土木部河川港湾局港湾課)  
(電話096-333-2516)

**正 誤**

平成26年9月30日熊本県規則第37号(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
21	10	「 <b>印</b> 」を「印」に	「印」を「印」に
23	11	第42条	第42条